

たり。又歌舞伎も喧嘩のたねなればとて、堅く御制禁被仰出。然處河原町茶屋作右衛門と云ふ者、河原の芝居を取立て貸し、町奉行より被申渡留りける處、一年過ぎて犀川の河原に芝居を建て、あやとりを初めたり。御目付見咎めければ、御兩殿へ御斷申上げ、御ゆるしを蒙りける由申しければ、兩殿へ其の由申上ぐるに、作右衛門大なる偽申し押領至極也とて、泉野に於て火罪に處せられたり。又寛永八年四月十四日巳刻に犀川橋爪法船寺の門前二軒の間に火をはさみ、法船寺薬師堂に火付き、客殿・庫裏焼失し、夫れより河原町へ出で、千石町・堂形・御城内等延焼す。右火付け吟味之處、大原次郎右衛門役人なり。其の由を白狀しけるに依つて、女子共に三人を牛にのせ、金澤中を引廻し、十四日の火付なりと呼はり、泉野にて火罪に處せられたり。とあり。又三壺記追加に、寛永十八年宮腰口と兩所にて鋸引の刑罪被仰付。其の趣意は伴無理兵衛の娘は佐分利權太夫の妻也。此の腹に男子一人出生す。大助と名付け、無類の美少年にて寵愛斜ならず。腰物等美々敷拵へさへせて、世間を勤めあす。今年十五歳なりしが、無理兵衛が若黨と同

人方に居る半人と申合せ、大助を伴ひ宮腰へ見物に出で、若宮村近邊の田の中にて、右兩人謀つて大助を殺害し、腰物を奪ひ取り歸宅して、大助殿何方へ御越被成候哉、所々相尋候へども行衛不知由申聞之、さあらぬ躰にもてなし、笑止がりて居たりけり。然る處に彼の大助が指料の大小等を、無理兵衛屋敷の内に埋め置きけるを見出し、兩人の者共無心許とて召捕へ吟味有之處、悉く白狀に及びけり。依つて宮腰口と泉野口とにて鋸引に被仰付。とあり。按ずるに、鋸曳の刑罪に處せられしは、此の外にも寛永二十年の秋、小松附馬廻組宮部彌三衛門妻女を、同人召仕の十四歳の下婢協差を以て切殺す。依之能美郡今江の松原に於て竹鋸にて爲引之、其の後礎に被仰付。とあり。國事昌披問答には、能美郡今江の松原にて竹鋸にて引殺し、其の死骸をば礎の刑に處せらるとあり。然らば前顯宮腰口・泉野口兩所にて鋸引の刑に處せられたるも竹鋸なりしか。扱泉野刑法場にて是より後々も重罪に處せられしもの多かりしかど、慶長・元和・寛永時代に泉野にて處刑せられしものは、先づ右等の人々なり。國事昌披問答に、問云ふ。罪人むか

しは釜煎など、申責も有之よし、藩公の御位階に依つて歟。今時無之は公の御位ひくき故に候哉。又其の刑に當る罪人無之故か承り度し。答云ふ。藩公の官位に應じ、刑罪の輕重有之儀は委細不存候。既に寛文六年四月、石川郡番匠垣内村太郎右衛門が娘ねいと申者、金澤へ出で奉公し、數ヶ所主人の家に火を付け、其の事露顯召捕へられ、犀川・淺野川兩橋に晒しものとなし、犀川河下にて釜煎にして、泉野に礎に懸けられたり。此の時公の御官位正四位下の中将也。宰相に御轉任以後にも無之は右刑罰相當無之歟。火あぶりなどの刑法は天下の仕置の外諸侯のせざる事に候哉。尙功者の人に尋ねられ可然。とあり。今按ずるに、國初の頃は幕府・諸藩の差別なく、何事も領主の意に任せ處分せしめ、刑法などの事も幕府の處刑と同事なりしかど、後には釜煎・火罪或は牛裂・鋸引などの重刑は廢止と成り、磔・斬罪を重刑とはなしたり。或は云ふ。往古朝廷に罪人の死刑を停止し給ひし事もありしかど、足利幕府の時世この方、武家には刑法を嚴敷なしたり。釜煎・火罪などの刑法は皆足利幕府の季世より初り、亂世の習俗後々まで残りた

るものなり。故にそのかみ諸藩に於ても幕府と同じく、種々嚴敷刑罰をば領國切に處分したりといへり。

○ 芦 中 町

此の町は、泉新町の後。町にて、或は足半町とも書きたり。高澤忠順の金澤事蹟必録に、足半町と云ふは、並び短く、尻切れたる町なりしゆゑに名付けたり。此所の本淨寺宗門書付には、泉新町と書來る也。といへり。今按ずるに、三箇屋版の六用集にも、本淨寺泉新町と記載す。されば本名は泉新町なるを、後に足半町或は芦中町と俗稱せしものなるべし。

○ 芦中町本淨寺

東派眞宗道場なり。明細帳に云ふ。當寺の開基は尊敬也。尊敬は越前國足羽郡の人、俗稱荻原左兵衛元宣と呼び、越前領主朝倉義景の家人なりしかど、戰國の際越中國礪波郡城端に隱居し、後得度して法名を尊敬と稱す。慶長十四年正月道場を創立して住持と成り、寺號を本淨寺と號す。正保三年四月加賀國金澤へ移轉し、泉新町に造立す。とあり。按ずるに、三州奇談に、地黃煎町淨專寺は芦中町本淨寺な